

第85期 報告書

平成22年4月1日～平成23年3月31日

株主の皆様におかれましては、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

先の東北地方太平洋沖地震により被災されました皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

ここに第85期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の当社グループの現況に関する事項等につきご報告いたします。

平成23年6月



代表取締役社長

東 洋 幸

【目次】

●事業報告	1
1.当社グループの現況に関する事項	1
2.会社の株式に関する事項	6
3.会社の新株予約権等に関する事項	7
4.会社役員に関する事項	8
5.会計監査人に関する事項	10
6.会社の業務の適正を確保するための体制	11
7.当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	13
8.剰余金の配当等の決定に関する方針	17
●連結貸借対照表	18
●連結損益計算書	19
●連結株主資本等変動計算書	20
●連結注記表	21
●貸借対照表	25
●損益計算書	26
●株主資本等変動計算書	27
●個別注記表	28
●連結計算書類に係る	
会計監査人監査報告書謄本	31
●会計監査人監査報告書謄本	32
●監査役会監査報告書謄本	33
●株主メモ（株式のご案内）	裏表紙

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済においては、中国をはじめとしたアジア新興国等経済成長を背景に企業収益は輸出企業を中心に持ち直し傾向となり、厳しい雇用環境、デフレ傾向及び個人消費停滞等に緩い改善が見られましたが、依然として厳しい状況が継続しました。さらには、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震はサプライチェーンの混乱及び電力供給不足問題等、経済に甚大な被害を及ぼしております。海外においては、中国をはじめとした新興国は高経済成長を継続しましたが、米欧では、米国経済は緩やかに回復してきましたが、景気減速懸念・高失業率・金融緩和の継続への懸念を継続しており、欧州経済は財政の健全化や金融システムに対する不安の払拭に至らず、厳しい状況が継続しました。さらに、中東においては政情不安が深刻化してまいりました。

このような状況のもと、当社グループの売上高、収益の大半を占めるニッケル事業の主需要先であるステンレス鋼業界においては、中国のインフレ圧力等に対する諸政策の実施等により内需減退不安による影響もあり市中在庫が急増したことに對する一時的生産調整が見られましたが、アジア新興国等の経済高成長及び先進国の緩い景気回復を背景に、ステンレス鋼に対する需要は堅調に推移し、国内では円高傾向が継続した影響もあり輸出に陰りが一時見られたものの回復し、本年3月の東北地方太平洋沖地震で需要環境が不透明となりましたが、国内外において稼働率は概ね堅調に推移しました。

フェロニッケル需要は、国内ステンレス鋼業界における輸出の陰り、輸出先のアジアにおいては、期の後半に中国における在庫調整、環境対策を目的とした電力供給制限により一時的に生産調整局面が見られましたが、その影響は限定的であったこともあり、アジア新興国等の経済成長の継続による旺盛なステンレス鋼需要により順調な稼働率を継続しており、全般的には堅調に推移いたしました。

ニッケルのロンドン金属取引所における価格は、需給バランス上はニッケル供給過剰との見方もありますが、順調なステンレス生産からの需要、その他の非鉄の価格高及び米国等の金融緩和の影響を受けて、好調に推移しました。

その中で当社のフェロニッケル販売数量は、本年3月に津波による生産停止、製品の潮濡れ被害及び港湾施設の損傷のため止む無く不可抗力宣言を行い出荷を停止し、本年3月の生産販売に大きな影響を及ぼしましたが、前連結会計年度に比べ、国内向け、輸出向け共に増加し、全体では前年度比2.5%の増加となりました。

販売価格は、フェロニッケル製品の価格形成の指標となる当社適用平均為替レートが前年度比7.4%の円高となりましたが、当社適用LMEニッケル価格が前年度比34.8%の大幅高となりましたので、大幅に改善されました。

販売数量の増加及び販売価格が大幅高となったその結果、当連結会計年度の連結売上高は74,786百万円、前年度比27.9%の大幅増収となりました。損益につきましては、営業利益は18,494百万円、前年度比57.1%増、経常利益は20,767百万円、前年度比54.5%増、災害による損失3,252百万円を計上した当期純利益は11,261百万円、前年度比38.3%増と夫々大幅増益となりました。

事業別のセグメントの業績は、次のとおりであります。

(ニッケル事業)

ニッケル事業の主需要先であるステンレス鋼業界においては、中国のインフレ圧力等に対する諸政策の実施等により内需減退不安による影響もあり市中在庫が急増した

ことに対する一時的生産調整が見られましたが、アジア新興国等の経済高成長及び先進国の緩い景気回復を背景に、ステンレス鋼に対する需要は堅調に推移し、国内では円高傾向が継続した影響もあり輸出に陰りが一時見られたものの回復し、本年3月の東北地方太平洋沖地震で需要環境が不透明となりましたが、国内外において稼働率は概ね堅調に推移しました。

フェロニッケル需要は、国内ステンレス鋼業界における輸出の陰り、輸出先のアジアにおいては、期の後半に中国における在庫調整、環境対策を目的とした電力供給制限により一時的に生産調整局面が見られましたが、その影響は限定的であったこともあり、アジア新興国等の経済成長の継続による旺盛なステンレス鋼需要により順調な稼働率を継続しており、全般的には堅調に推移いたしました。

ニッケルのロンドン金属取引所における価格は、需給バランス上はニッケル供給過剰との見方もありますが、順調なステンレス生産からの需要、その他の非鉄の価格高及び米国等の金融緩和の影響を受けて、好調に推移しました。

その中で当社のフェロニッケル販売数量は、本年3月に津波による生産停止、製品の潮濡れ被害及び港湾施設の損傷のため止む無く不可抗力宣言を行い出荷を停止し、本年3月の生産販売に大きな影響を及ぼしましたが、前連結会計年度に比べ、国内向け、輸出向け共に増加し、全体では前年度比2.5%の増加となりました。

販売価格は、フェロニッケル製品の価格形成の指標となる当社適用平均為替レートが前年度比7.4%の円高となりましたが、当社適用LMEニッケル価格が前年度比34.8%の大幅高となりましたので、大幅に改善されました。

販売数量の増加及び販売価格が大幅高となったその結果、当部門の売上高は72,954百万円、営業利益は18,391百万円となりました。

(その他)

その他の事業部門につきましては、廃棄物リサイクル事業等の受注数量が不振であり、また、本年3月の震災による生産停止等の影響もありましたが、株式会社大太平洋ガスセンター及び株式会社大太平洋エネルギーセンターの売上高及び営業利益は概ね順調に推移いたしました。

その結果、当部門の売上高は2,068百万円、営業利益は90百万円となりました。

事業部門別売上高

区 分	第84期 (平成22年3月期)		第85期 (平成23年3月期)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
	百万円	%	百万円	%
ニ ッ ケ ル 事 業	56,644	96.8	72,954	97.5
そ の 他	2,038	3.5	2,068	2.8
事業部門間の消去	△193	△0.3	△236	△0.3
合 計	58,489	100.0	74,786	100.0

(注) 当連結会計年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。したがって、前連結会計年度との比較は行っておりません。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、中国をはじめとしたアジア新興国等の経済成長を背景に緩い改善がみられると思われまます。

一方、本年3月に発生した東北地方太平洋沖地震の影響でサプライチェーンの混乱や電力供給問題等国内での経済活動が不透明な状況に陥ると思われまます。

その中で当社グループの中核をなすニッケル事業は、足下のLMEニッケル価格の堅調な推移の中、ユーザーとの取引安定化の推進、鉱石調達の一層の安定化への取り組み等により、一層の安定的な収益確保を目指してまいります。

当社グループは、企業の継続的な成長・発展と中長期的な企業価値の増大を図るため、コンプライアンスの強化、コーポレート・ガバナンスの充実及び内部統制システムの円滑な運用を重要な経営課題と認識し、鋭意取り組んでまいります。

また、東北地方太平洋沖地震の影響により停止していた当社八戸製造所の一刻も早い復旧、生産開始に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげまます。

**(3) 設備投資等及び
資金調達の状況**

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は1,987百万円であり、その主なものは、ニッケル事業について1,816百万円、その他について170百万円であります。

なお、当連結会計年度末におきまして、資金調達は行いませんでした。

**(4) 事業の譲渡、
吸収分割または
新設分割の状況**

該当事項はありません。

**(5) 他の会社の事業
の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**(6) 吸収合併または吸収
分割による他の法人
等の事業に関する権
利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

(7)他の会社の株式
その他の持分ま
たは新株予約権
等の取得または
処分の状況

該当事項はありません。

(8)財産及び損益の
状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第82期 (19.4~20.3)	第83期 (20.4~21.3)	第84期 (21.4~22.3)	第85期 (22.4~23.3) (当連結会計年度)
売 上 高	116,419	72,975	58,489	74,786
経 常 利 益	56,314	18,387	13,440	20,767
当 期 純 利 益	32,803	10,531	8,140	11,261
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	167.90円	53.92円	41.68円	57.66円
総 資 産	120,360	105,648	115,790	126,543
純 資 産	94,878	96,350	102,813	110,500
1 株 当 たり 純 資 産	485.33円	492.97円	526.09円	565.54円

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により、また、1株当たり純資産は、期末発行済株式数により算出しております。なお、発行済株式の総数は自己株式を除いております。

(9)重要な親会社及
び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
	千円	%	
株式会社大太平洋エネルギーセンター	100,000	100.00	電力の卸供給
太平洋興産株式会社	50,000	74.00	運搬・請負、不動産関連等
株式会社大太平洋ガスセンター	100,000	50.00	ガス類の製造・販売

(注) 1. 連結子会社は3社、持分法適用関連会社は6社であります。

2. 当連結会計年度の業績の状況につきましては、前記「(1)事業の経過及びその成果 (1、2頁)」に記載のとおりであります。

(10) 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
ニッケル事業	フェロニッケル及びスラグ製品の製造・販売
その他	電力の卸供給、ガス類の製造・販売、廃棄物リサイクル事業、運搬・請負、不動産関連等

(11) 主要拠点等

① 当社

事業所名	所在地
本店	東京都千代田区
八戸本社	青森県八戸市

② 重要な子会社

会社名	所在地
株式会社大太平洋エネルギーセンター	青森県八戸市
太平洋興産株式会社	青森県八戸市
株式会社大太平洋ガスセンター	青森県八戸市

(12) 使用人の状況

(平成23年3月31日現在)

事業別名称	就業人員数
ニッケル事業	432名
その他	43名
合計	475名

(注) 当連結会計年度より種類別セグメントを変更いたしましたので、前連結会計年度との比較は行っておりません。

(13) 主要な借入先の状況

(平成23年3月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社日本政策投資銀行	477
株式会社青森銀行	172
株式会社みずほコーポレート銀行	79
株式会社みちのく銀行	63
株式会社りそな銀行	62

2. 会社の株式に関する事項 (平成23年3月31日現在)

- (1)発行可能株式総数 500,000,000株
- (2)発行済株式の総数 195,260,496株 (自己株式数510,217株を除く。)
- (3)株主数 26,516名 (前期末比1,609名減少)

(4)大株主 (上位10位)

株 主 名	持株数	持株比率
	千株	%
新日鐵住金ステンレス株式会社	20,493	10.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	18,066	9.25
三菱商事株式会社	15,955	8.17
日新製鋼株式会社	14,952	7.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8,204	4.20
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	4,011	2.05
JPモルガン証券株式会社	3,762	1.93
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	2,671	1.37
JP MORGAN CHASE BANK 385093	2,464	1.26
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS	2,456	1.26

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示してあります。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数 (195,260,496株) を基準に算出しております。

(5)その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項 (平成23年3月31日現在)

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| (1)当社役員が保有している新株予約権等の状況 | 該当事項はありません。 |
| (2)当連結会計年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況 | 該当事項はありません。 |
| (3)その他新株予約権等に関する重要な事項 | 該当事項はありません。 |

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び

監査役の状況

(平成23年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役社長	東 洋 幸	代表取締役	
取締役専務執行役員	高 木 正 弘	経理担当	
取締役常務執行役員	庭 山 隆 夫	内部統制・IR・総務担当	株式会社大平洋エネルギーセンター 監査役
取締役常務執行役員	仙 石 立 衛	鉱石担当	株式会社バシフィックソーワ 取締役 リオ・チュバ・ニッケル鉱山株式会社 取締役 タガニート鉱山株式会社 取締役
取締役上席執行役員	佐々木 朗	製造本部長兼製造部長	
取締役上席執行役員	藤 山 環	監査室長	
取締役上席執行役員	小 出 啓 一	鉱石部長	リオ・チュバ・ニッケル鉱山株式会社 取締役 タガニート鉱山株式会社 取締役
取締役上席執行役員	賀 集 悦 郎	営業一部長、営業二部管掌	
取締役	小 野 直 温	非常勤	小野法律事務所 弁護士
監査役	達 中 輝 一	常 勤	
監査役	水 谷 康 志	非常勤	
監査役	渡 邊 睦 身	非常勤	
監査役	高 橋 良 規	非常勤	

- (注) 1. 平成22年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役村井浩介、石坂勉及び桑原照雄の3氏が任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 平成22年6月29日開催の定時株主総会において、仙石立衛、佐々木朗、藤山環、小出啓一及び賀集悦郎の5氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
3. 平成22年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって、依田健三氏が監査役を辞任いたしました。
4. 平成22年6月29日開催の定時株主総会において、依田健三氏の補欠として高橋良規氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。
5. 取締役小野直温氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査役水谷康志、渡邊睦身及び高橋良規の3氏は、会社法第2条第16号及び同第335条第3項に定める社外監査役であります。
7. 常任監査役達中輝一氏は、監査役就任まで当社経理部に所属し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 監査役水谷康志、渡邊睦身及び高橋良規の3氏は、金融機関出身で財務及び会計並びに監査役としての知見を有しております。

(ご参考) その他の執行役員は次のとおりであります。(平成23年3月31日現在)

地 位	氏 名
上席執行役員	武田 正仁、畠山 哲雄
執行役員	菅井 一之、加藤 正貴、薬師寺 弘昌

(2)取締役及び
監査役の報酬等
の総額

区 分	支給人員 (名)	支給額 (千円)
取締役 (うち社外取締役)	12 (1)	288,956 (6,975)
監査役 (うち社外監査役)	5 (4)	40,755 (19,500)
合計 (うち社外役員)	17 (5)	329,711 (26,475)

- (注) 1. 上記支給人員及び支給額には、平成22年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって退任いたしました取締役3名分及び辞任いたしました監査役1名分を含んでおります。
 2. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 平成18年5月22日開催の取締役会で役員退職慰労金制度の廃止の決議を行い、平成18年6月29日開催の第80回定時株主総会において退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議しており、当事業年度末現在における今後の打ち切り支給の予定総額は、次のとおりであります。
 取締役3名に対し総額 40,160千円
 監査役1名に対し総額 6,000千円
 なお、当該打ち切り支給対象者で、平成22年6月29日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました取締役3名に対し総額86,660千円を支給しており、上記支給額に含まれております。
 4. 平成18年6月29日開催の第80回定時株主総会決議で取締役の報酬限度額を年額3億5千万円以内（これには、使用人兼務取締役の使用人分給与については含んでおりません。）、監査役の報酬限度額を年額6千万円以内とすることをご承認いただいております。
 5. 社外役員は、子会社からの役員報酬等は受けておりません。

(3)社外役員に
関する事項

①事業年度中の取締役会及び監査役会での活動状況

氏 名	当社での地位	重要な兼職の状況等	主な活動状況
小野直温	取締役 独立役員	小野法律事務所 弁護士	当事業年度中開催の取締役会23回のうち23回出席、専門的見地及び幅広い見識に基づいて法令遵守の観点から発言しております。(取締役会出席率100.0%)
水谷康志	監査役		当事業年度中開催の取締役会23回のうち23回出席、監査役会18回のうち18回出席し、業務上の経験に基づき、適正な監査を行う視点から発言しております。(取締役会出席率100.0%、監査役会出席率100.0%)
渡邊陸身	監査役		当事業年度中開催の取締役会23回のうち23回出席、監査役会18回のうち18回出席し、業務上の経験に基づき、適正な監査を行う視点から発言しております。(取締役会出席率100.0%、監査役会出席率100.0%)
高橋良規	監査役		当事業年度中の就任後開催取締役会15回のうち15回出席、監査役会11回のうち11回出席し、業務上の経験に基づき、適正な監査を行う視点から発言しております。(取締役会出席率100.0%、監査役会出席率100.0%)

(注) 取締役小野直温氏と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。

②責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役1名及び社外監査役3名は、会社法第427条第1項及び社外取締役の責任限定契約を規定する定款第30条並びに社外監査役の責任限定契約を規定する定款第39条の各規定に基づき、損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	区 分	支払額 (千円)
当事業年度に係る報酬等の額		51,000
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額		51,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、報酬等の額は、これらの合計金額を記載しております。

2. 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人が当社連結子会社の計算関係書類の監査をしておりません。

3. 当社は、会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）である「IFRSコンバージョンアドバイザー業務契約」を締結しており、上記報酬等の額には含めておりません。

(3) 解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

6. 会社の業務の適正を確保するための体制

- (1)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理体制
- ①取締役の職務執行に関する報告は、文書及び電子的媒体により行っております。
 - ②職務の執行に係る情報の保存、管理は法令・社内規定により行っております。
- (2)損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- ①大規模な事故、災害、不祥事等に対処するため、平常時の諸対策を講ずる「危機対策会議」、有事の際に設置する「危機対策本部」の位置づけと機能について明確にした「危機管理規定」を制定しております。
 - ②経営管理上のリスクについては取締役会に上程し対応を決定しております。
 - ③日常業務におけるリスクに対しては、管理規定、業務執行におけるマニュアル等を作成し対応しております。
- (3)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①執行役員制度の導入で取締役会の役割を会社全体の経営方針の決定と業務執行に関する監督機能を明確にして活性化を図り、業務執行責任者の担当業務責任と役割を明確にすることにより実務レベルでの意思決定の迅速化と業務遂行機能の強化を図っております。
 - ②業務運営では、取締役及び所管部室長をメンバーとする経営計画委員会が運営方針及び経営計画を策定し、取締役会において同方針、計画を協議、決定、これを組織的、計画的な業務執行を行っております。また、その業務執行状況は担当執行役員が、取締役会へ定期的に報告し、取締役会が確認をしております。
 - ③業務執行の効率性は各種規定の整備により行っております。
 - ④社外取締役は全ての取締役会に出席できる体制にしております。
- (4)取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ①「経営方針」、「企業倫理規範」、「企業行動基準」等を取締役に制定しております。
 - ②取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として「内部統制委員会」を設置し、コンプライアンスの強化を図っております。
 - ③当社は、市民社会の秩序・安全に脅威を与えている反社会的勢力及び団体等とは一切の関係を持たないこと、また反社会的勢力及び団体からの要求を断固として拒否します。従来より、担当窓口を設置し、情報を一元管理し、警察及び特殊暴力防止対策連合会などの関連団体との連携、また、社内での「不当要求の手口と対応」等

のビデオ研修を行い、勢力排除に向けた取り組みを強化しております。

- ④社外取締役は全ての取締役会に出席できる体制の下で意思決定を行っております。
- ⑤取締役会直属の「監査室」を設置し、当該室が監査役との連携のもと、「組織・制度監査」、「業務監査」、「会計監査」、「日常的モニタリング」を行っております。
- ⑥公益通報体制を整えております。

(5)当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社の指導のもと連結子会社は、内部統制・危機管理担当者を置き、その担当者は、必要に応じて当社の「内部統制委員会」、「危機対策会議」に出席する等、業務の適正を確保する体制を整えております。
- ②「監査室」は連結子会社における業務の適正を確保するために監査を行っております。
- ③連結子会社の経営状態を各連結子会社の取締役が定期的に取り締りに報告しております。
- ④公益通報体制を整えております。

(6)監査役職務を補助すべき使用人の体制

監査役職務を補助すべき使用人はおりませんが、当面は「監査室」が監査役と連携を保ち、取締役会が必要に応じ監査役と意見交換を行います。

(7)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ①取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告することになっております。
- ②取締役は、取締役会及び重要な会議開催に係る招集通知を監査役に行っており、また、監査役重要な書類の閲覧並びに会社の業務及び財産の状況調査については、監査役の指示に従うこととしております。
- ③取締役の公正な業務執行を期するために非常勤を含めた監査役4名（うち3名は社外監査役）が全ての取締役会に出席できる体制にしております。

(8)財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、各種関連規定を整備し、財務報告における不正や誤謬発生リスクを把握・管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制になっております。

7. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1)基本方針の内容 の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

もとより当社は、株式の大量買付であっても、これらの当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、当社の企業価値の源泉は、①フェロニッケル専業メーカーとしての独自の製錬技術、及びそれを支える個々の従業員の技術・ノウハウ等、②生産設備や個々の従業員の能力等に基づく高い生産性、③フェロニッケルの販売先及び原料調達先等との信頼関係等にあると考えております。当社株式の大量買付を行う者がこれらの当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられる者でない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

そして、当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

**(2)基本方針実現の
ための取り組み
の内容の概要**

(a)基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、平成22年度から同24年度までを計画期間とする中期経営計画「PAMCO-24」を新規に策定し、平成22年5月12日付で公表いたしました。かかる新中期経営計画において、当社は、㊦ニッケル資源調達の長期安定化、㊧設備投資による生産能力の増強・合理化・環境対策、㊨東アジア地域における取引先との連携強化、㊩新規事業の充実に取り組み、さらなる企業価値・株主共同の利益の向上を目指しております。すなわち、当社は、㊦ニッケル資源調達の長期安定化のため、現地原料調達先企業と長期購入契約の維持更新及び共同鉱山開発の実施をするとともに、低品位鉱石に対応した湿式製錬技術の確立を図り、㊧電気炉ライン等について適切な設備投資を行うなどにより生産性の向上と環境対策の充実などを図ります。また、㊨中国を視野に入れた東アジアのステンレス鋼生産地域に販路を拡大するとともに㊩製錬技術を活用した焼却灰処理等の環境事業の充実を図ってまいります。

かかる新中期経営計画に定められた諸施策を実行することで、当社は事業の効率性、高収益性を維持・実現することを目標としております。

なお、当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけており、企業体質の充実・強化を図りつつ、新中期経営計画での利益配分について、連結配当性向30%を目処に実施してまいります。

また、内部留保金につきましては、経営環境の変化に対応するとともに、新技術の開発、設備投資、資源確保及び資本政策の一環としての自己株式取得等に活用してまいります。

当社は、透明性の高い公正な経営を実現すべく、取締役の任期を1年とし、独立性のある社外取締役を選任することにより経営に対する監視機能の強化を図っております。また、意思決定の迅速化による事業環境変化への対応力強化を図るため執行役員制を導入しております。

監査役につきましては、社外監査役3名を含む4名により監査役会を構成し、取締役会等の重要な会議に出席する等、取締役の職務執行の監査を行っております。さらに、内部統制委員会や取締役会直属の監査室の設置等により内部統制の強化も図っております。

(b)基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取り組み

当社が、平成22年5月19日付取締役会決議及び同年6月29日付第84回定時株主総会の決議に基づき更新した「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の概要は、下記の通りです。

(i)本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するために、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とし、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

(ii)本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を取得しようとする買付等がなされる場合等に、買付者等に事前に買付内容等の検討に必要な情報の提出を求めるなど、上記の目的を達成するために必要な手続を定めております。買付者等は、本プランに定める手続に従うものとし、当社取締役会において対抗措置を発動しない旨が決定されるまで買付等を実行してはならないものとされております。当社は、本プランにおける対抗措置の発動の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される特別委員会において、その客観的な判断を経ることとしております。

買付者等には、買付等の開始または実行に先立ち、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む意向表明書を当社に対して提出するとともに、買付等の内容の検討に必要な所定の情報等を記載した買付説明書を当社取締役会に対して提出していただきます。特別委員会は、買付者等から必要な情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他の情報等を提供するよう要求することができます。特別委員会は、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行い、また、必要であれば、買付者等と協議・交渉等を行います。

特別委員会は、上記の手続を踏まえて、買付等が、本プランに定められた手続に

従わない買付等である場合や当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当である場合等、本プラン所定の要件に該当すると判断したときは、当社取締役会に対して、対抗措置として、新株予約権無償割当てを実施することを勧告します。当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行います。当社取締役会は、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

本プランに従い株主の皆様に対して割当てられる予定の新株予約権には、買付者等及びその関係者による権利行使は原則として認められないという行使条件、及び当社が買付者等及びその関係者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されることになります。

本プランの有効期間は、原則として、平成22年6月29日開催の第84回定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

(3) 具体的取り組み に対する当社取 締役会の判断及 びその理由

上記の中期経営計画「PAMCO-24」、コーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、上記のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、①株主総会において株主の承認の下に更新されたものであること、②一定の場合には本プランの発動の是非について株主の皆様の意味を確認する仕組みが設けられていること、③その内容として対抗措置の発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、④独立性のある社外取締役等によって構成される特別委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、⑤特別委員会は第三者専門家を利用することができること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 配当方針

利益配当金につきましては、中期経営計画において、当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけており、企業体質の充実・強化を図りつつ、連結配当性向30%を目処に実施しております。

また、内部留保につきましては、経営環境の変化に対応するとともに、新技術の開発、設備投資及び資本政策の一環として自己株式取得等に活用してまいります。

(2) 剰余金の配当

定款第41条に基づき、会社法第459条第1項の剰余金の配当等は取締役会決議によって以下のとおりとさせていただきます。

当事業年度に属する基準日による剰余金の配当を取締役会が決議した状況

①配当金の総額	1,562百万円
②普通株式1株当たり配当金	8円
③基準日	平成23年3月31日

なお、支払済の中間配当金9円を含め年間配当金は1株当たり17円になります。

本事業報告中の記載金額及び株式数の数値は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表 (平成23年3月31日現在)

科 目	金 額
資産の部	百万円
流動資産	60,103
現金及び預金	41,452
受取手形及び売掛金	6,508
商品及び製品	4,408
仕掛品	500
原材料及び貯蔵品	4,171
繰延税金資産	2,018
その他	1,049
貸倒引当金	△4
固定資産	66,439
有形固定資産	49,897
建物及び構築物	8,520
機械装置及び運搬具	27,110
土地	9,825
建設仮勘定	3,915
その他	525
無形固定資産	203
のれん	49
ソフトウェア	140
その他	13
投資その他の資産	16,338
投資有価証券	11,496
長期貸付金	454
破産更生債権等	11
長期前払費用	801
繰延税金資産	694
長期預金	3,000
その他	370
貸倒引当金	△490
資 産 合 計	126,543

科 目	金 額
負債の部	百万円
流動負債	13,017
支払手形及び買掛金	1,443
短期借入金	210
未払費用	916
未払法人税等	5,587
賞与引当金	537
災害損失引当金	2,860
環境事業操業停止損失引当金	364
その他	1,097
固定負債	3,024
長期借入金	644
退職給付引当金	67
再評価に係る繰延税金負債	1,801
その他	511
負債合計	16,042
純資産の部	
株主資本	110,484
資本金	13,922
資本剰余金	3,481
利益剰余金	93,451
自己株式	△370
その他の包括利益累計額	△57
その他有価証券評価差額金	434
土地再評価差額金	842
為替換算調整勘定	△1,334
少数株主持分	73
純資産合計	110,500
負債及び純資産合計	126,543

連結損益計算書 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		74,786
売上原価		50,817
売上総利益		23,969
販売費及び一般管理費		5,474
販売費	2,019	
一般管理費	3,455	
営業利益		18,494
営業外収益		2,547
受取利息	61	
受取配当金	106	
不動産賃貸料	93	
持分法による投資利益	2,075	
その他	210	
営業外費用		274
支払利息	34	
為替差損	47	
設備賃貸費用	41	
設備維持費用	22	
コミットメントフィー	28	
シンジケートローン手数料	45	
その他	55	
経常利益		20,767
特別利益		620
固定資産売却益	3	
固定資産受贈益	29	
貸倒引当金戻入額	1	
受取保険金	586	
特別損失		3,962
災害による損失	3,252	
固定資産除却損	358	
環境事業操業停止損失	244	
その他	106	
税金等調整前当期純利益		17,425
法人税、住民税及び事業税		7,595
法人税等調整額		△1,438
少数株主損益調整前当期純利益		11,268
少数株主利益		7
当期純利益		11,261

連結株主資本等変動計算書 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成22年3月31日残高	13,922	3,481	85,706	△340	102,768
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,515		△3,515
当期純利益			11,261		11,261
自己株式の取得				△32	△32
自己株式の処分			△0	2	2
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	7,745	△29	7,715
平成23年3月31日残高	13,922	3,481	93,451	△370	110,484

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ利益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成22年3月31日残高	244	—	842	△1,107	△20	65	102,813
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△3,515
当期純利益							11,261
自己株式の取得							△32
自己株式の処分							2
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	190	—	—	△226	△36	7	△28
連結会計年度中の変動額合計	190	—	—	△226	△36	7	7,686
平成23年3月31日残高	434	—	842	△1,334	△57	73	110,500

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

太平洋興産㈱、㈱大平洋エネルギーセンター、㈱大平洋ガスセンター

(2) 主要な非連結子会社の名称

(有)田代ファーム

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社2社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 6社

主要な会社名

(株)パシフィックソーワ、リオ・チュバ・ニッケル鉱山㈱、タガニート鉱山㈱

(2) 持分法を適用しない非連結子会社のうち主要な会社の名称

(有)田代ファーム

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、それぞれ当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社6社の決算日は12月31日であり、連結決算日と異なっておりますが、各社の事業年度にかかる計算書類を使用しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

a 時価のあるもの

期末日の市場価格に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

b 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

（通常の販売目的で保有するたな卸資産）

商品については個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）、製品、半製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

a リース資産以外の有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	15年～31年
機械装置及び運搬具	4年～11年
その他	2年～10年

b リース資産

（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

② 無形固定資産

a リース資産以外の無形固定資産

定額法を採用しております。

b リース資産

（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

③ 長期前払費用

均等償却をしております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権等特定の債権については財務内容評価法により回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度の支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分の金額を見積り計上しております。

③ 災害損失引当金

平成23年東北地方太平洋沖地震により被災した資産の原状回復及び撤去等の損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる損失見込額を計上しております。

④ 環境事業操業停止損失引当金

環境事業の操業停止により発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる損失見込額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付の支給に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異は、15年による按分額を費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務

期間内の一定の年数（10年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理する方法を採用しております。

当連結会計年度において、当社は、前払年金費用を計上しており、投資その他の資産「その他」に含めて計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…フェロニッケル販売に係る予定取引

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規定に基づき、為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

なお、デリバティブ取引はあくまでも実需に裏付けられた範囲で行う方針であります。

④ ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計とを比率分析する方法により行っております。

なお、ヘッジ手段はヘッジ対象である予定取引の重要な条件と同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できる取引に関しては、ヘッジ有効性の判定を省略しております。

(5) のれん及び負ののれんの償却方法及び償却期間

10年間の均等償却を行っております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

会計方針の変更

1 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当社の取り扱い」の適用

当連結会計年度から平成20年3月10日公表の「持分法に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第16号）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当社の取り扱い」（企業会計基準委員会 実務対応報告第24号）を適用しております。

これに伴い、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む）及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則及び手続きは、原則として統一する方法（統一しないことに合理的な理由がある場合は除く）に変更しております。

これによる損益に与える影響はありません。

2 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年3月24日 内閣府令第5号）を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

1 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める方法により算出

再評価を行った年月日 平成12年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 3,323百万円

2 担保提供資産

下記資産について、長期借入金854百万円 [854百万円]（一年内に返済する長期借入金210百万円 [210百万円] を含む）の担保に供しております。

建物及び構築物	418	[169]百万円
機械装置及び運搬具	688	[688]
土地	484	[—]
その他	0	[0]
計	1,592	[858]

また、下記資産について、根抵当権（極度額1百万円）及び長期コミットメントライン契約（契約期間平成23年3月～平成25年3月 コミットメントの総額10,000百万円）の根抵当権（極度額10,000百万円）の担保に供しております。

なお、借入金残高はありません。

建物及び構築物	6,892	[6,892]百万円
機械装置及び運搬具	19,931	[19,931]
土地	7,863	[7,863]
その他	139	[139]
計	34,826	[34,826]

上記の [] 内書きは工場財団抵当に供されている資産の簿価並びに当該債務を表示しております。

3 有形固定資産の減価償却累計額 49,987百万円

4 固定資産の圧縮記帳

国庫補助金の受入により取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物及び構築物	38	百万円
機械装置及び運搬具	614	
その他	0	
計	652	

連結損益計算書に関する注記

災害による損失は、東北地方太平洋沖地震の影響によるものであり、内容は次のとおりであります。

生産設備復旧費用等	2,679	百万円
たな卸資産損害、再処理費用等	498	
その他	74	
計	3,252	

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	195,770,713	—	—	195,770,713

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年4月21日 取締役会	普通株式	1,757	9.0	平成22年 3月31日	平成22年 6月7日
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	1,757	9.0	平成22年 9月30日	平成22年 12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年4月28日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	1,562	8.0	平成23年 3月31日	平成23年 6月6日

金融商品の注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品で運用しており、資金調達については設備投資計画による投資額をベースに必要な資金を調達しております。また、当社は、短期的な運転資金の調達手段としてシンジケート方式による長期コミットメントライン契約を締結しております。

デリバティブ取引は、為替相場変動リスクの軽減を目的としてフェロニッケル販売に係る予定取引の一部を対象に為替予約取引を行っているものであり、当社のみが行っており、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されており、一部については為替の決済レートが未確定でありその変動リスクを負っています。

フェロニッケル製品の販売価格はUS\$ 建になっていますのでその円価格が決定するまでの間為替の変動リスクに晒されております。また、同製品価格はLME（ロンドン金属取引市場）相場を基準として決まる方式を採っておりますのでその変動リスクに晒されておりますが、その販売数量の一定量に対し同市場における先物等を基準とした価格による売買契約を結ぶことにより価格変動のリスクを軽減しております。

投資有価証券は、主に取引関係を有する企業の株式で、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、支払期日の支払い実行に関して流動性リスクに晒されております。なお、一部については為替の決済レートが未確定でありその変動リスクを負っております。

輸入原材料等の価格は外貨建となっておりますので、円価格が決定するまでの間為替の変動リスクに晒されており、ニッケル鉱石価格はLME（ロンドン金属取引市場）相場におけるニッケル価格変動リスクを負っておりますが、負債の発生額と見た場合、双方とも常に営業債権の発生額の範囲内にあります。

借入金については、設備投資額をベースに必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後最長5年であります。なお、支払金利を固定化し、変動リスクを回避しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

A 信用リスクの管理

営業債権である受取手形及び売掛金に係る与信については内規を制定しており、取引先毎の与信限度額の設定及び毎月の残高管理を行い、与信限度額については1年毎に更新する体制としております。

B 市場変動リスクの管理

営業債権である受取手形及び売掛金に関しては為替相場変動リスク及びLMEにおけるニッケル価格変動リスクがありますので、日々それらの市場動向情報が社長以下に伝達されており、取締役会等において変動の影響を検討しております。

なお、フェロニッケルの販売価格に対する為替変動及びLMEにおけるニッケル価格変動リスクについては一定金額及び一定量につき、その変動リスクを軽減する措置を講じております。

投資有価証券については、定期的に時価及び取引先企業の財務状況等を把握し、必要に応じて保有状況の見直しを行っております。長期預金は、取締役会の取引限度額等の承認の下に運用しております。

デリバティブ取引については、当該取引に関する内規を制定しており、取締役会の取引限度額等の承認の下に実行し、担当執行役員が取締役会に実行結果等を定期的に報告しております。

C 流動性リスクの管理

当社グループは、各社個別に年間資金計画を作成、管理し、当月以降の支払い予定を随時更新することにより流動性リスクを管理しております。また、当社は、短期的な運転資金の調達手段としてシンジケート方式による長期コミットメントライン契約を締結しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合に合理的に算定された価格が含まれております。そのため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次表のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは当表には含めておりません。

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
現金及び預金	41,452	41,452	—
受取手形及び売掛金	6,508	6,508	—
投資有価証券			
その他有価証券	2,348	2,348	—
長期貸付金（※1）	457		
貸倒引当金（※2）	△449		
	7	8	0
長期預金	3,000	2,996	△3
資産計	53,317	53,313	△3
支払手形及び買掛金	1,443	1,443	—
長期借入金（※3）	854	863	8
負債計	2,297	2,306	8

- (※1) 1年内回収予定の長期貸付金は、長期貸付金に含めて表示しております。
 (※2) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金であります。
 (※3) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

① 現金及び預金、受取手形及び売掛金

これらはすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

区分	種類	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,675	2,312	637
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	40	35	△4
計		1,716	2,348	632

(注) 取得原価は減損処理後の帳簿価額で記載しております。

③ 長期貸付金

これらの時価については、元本及び利息の残存期間合計額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割引いた現在価値により算定しております。

④ 長期預金

これらの時価については、元本及び利息の残存期間合計額を新規に同様の運用を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

⑤ 支払手形及び買掛金

これらはすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑥ 長期借入金

これらの時価については、元本及び利息の残存期間合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	9,148

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしてならず、「(注) 1 ② 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

区分	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)
現金及び預金	41,452	—
受取手形及び売掛金	6,508	—
長期貸付金（※）	3	454
長期預金	—	3,000
合計	47,964	3,454

(※) 1年内回収予定の長期貸付金は、長期貸付金に含めて表示しております。

(注) 4 借入金の返済予定額

区分	1年超2年以内(百万円)	2年超3年以内(百万円)	3年超4年以内(百万円)	4年超5年以内(百万円)
長期借入金	218	178	170	77

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 565円54銭

1株当たり当期純利益 57円66銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がなかったため記載しておりません。

算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

連結貸借対照表の純資産の部合計額	110,500百万円
普通株式に係る純資産額	110,427百万円
差額の主な内訳	
少数株主持分	73百万円
普通株式の発行済株式数	195,770,713株
普通株式の自己株式数	510,217株
1株当たり純資産の算定に用いた普通株式の数	195,260,496株

2 1株当たり当期純利益

連結損益計算書上の当期純利益	11,261百万円
普通株主に帰属しない金額	—百万円
普通株式に係る当期純利益	11,261百万円
普通株式の期中平均株式数	195,290,425株

貸借対照表 (平成23年3月31日現在)

科 目	金 額
資産の部	百万円
流動資産	58,672
現金及び預金	40,203
受取手形	0
売掛金	6,298
商品	2,066
製品	2,345
半製品	35
原材料	3,233
仕掛品	508
貯蔵品	934
前渡金	661
前払費用	318
短期貸付金	3
未収入金	25
繰延税金資産	1,997
その他	39
貸倒引当金	△0
固定資産	58,094
有形固定資産	48,301
建物	6,717
構築物	1,420
機械及び装置	26,133
車両運搬具	175
工具、器具及び備品	192
土地	9,727
リース資産	18
建設仮勘定	3,916
無形固定資産	154
借地権	3
ソフトウェア	140
その他	10
投資その他の資産	9,638
投資有価証券	2,571
関係会社株式	1,615
長期貸付金	1,203
破産更生債権等	0
長期前払費用	801
繰延税金資産	711
長期預金	3,000
その他	369
貸倒引当金	△635
資 産 合 計	116,766

科 目	金 額
負債の部	百万円
流動負債	12,338
買掛金	1,341
未払金	850
未払費用	866
未払法人税等	5,517
未払消費税等	31
預り金	82
賞与引当金	475
リース債務	12
災害損失引当金	2,756
環境事業操業停止損失引当金	364
その他	37
固定負債	1,891
長期未払金	46
リース債務	15
環境対策引当金	6
資産除去債務	21
再評価に係る繰延税金負債	1,801
負債合計	14,229
純資産の部	
株主資本	101,250
資本金	13,922
資本剰余金	3,481
資本準備金	3,481
利益剰余金	84,217
利益準備金	382
その他利益剰余金	83,835
別途積立金	10,300
繰越利益剰余金	73,535
自己株式	△370
評価・換算差額等	1,286
その他有価証券評価差額金	444
土地再評価差額金	842
純資産合計	102,536
負債及び純資産合計	116,766

損益計算書 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		73,005
売上原価		49,438
売上総利益		23,567
販売費及び一般管理費		5,367
販売費	2,119	
一般管理費	3,248	
営業利益		18,200
営業外収益		1,734
受取利息及び配当金	1,459	
その他	275	
営業外費用		242
支払利息	2	
その他	239	
経常利益		19,692
特別利益		645
固定資産売却益	3	
貸倒引当金戻入額	26	
受取保険金	586	
固定資産受贈益	29	
特別損失		3,768
固定資産除却損	357	
環境事業操業停止損失	244	
災害による損失	3,139	
その他	26	
税引前当期純利益		16,569
法人税、住民税及び事業税		7,490
法人税等調整額		△1,424
当期純利益		10,503

株主資本等変動計算書 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計			
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
平成22年3月31日残高	13,922	3,481	—	3,481	382	10,300	66,547	77,229	△340	94,292
当事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△3,515	△3,515		△3,515
当期純利益							10,503	10,503		10,503
自己株式の取得									△32	△32
自己株式の処分							△0	△0	2	2
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										—
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	6,987	6,987	△29	6,957
平成23年3月31日残高	13,922	3,481	—	3,481	382	10,300	73,535	84,217	△370	101,250

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成22年3月31日残高	241	—	842	1,084	95,376
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△3,515
当期純利益					10,503
自己株式の取得					△32
自己株式の処分					2
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	202	—	—	202	202
当事業年度中の変動額合計	202	—	—	202	7,160
平成23年3月31日残高	444	—	842	1,286	102,536

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

a 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

b 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

（通常の販売目的で保有するたな卸資産）

商品については、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）、製品、半製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① リース資産以外の有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～31年
構築物	7年～15年
機械及び装置	4年～11年
車両運搬具	4年～7年
工具、器具及び備品	2年～10年

② リース資産

（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

(2) 無形固定資産

① リース資産以外の無形固定資産

定額法を採用しております。

② リース資産

（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

均等償却をしております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権等特定の債権については財務内容評価法により回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度の賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分の金額を見積り計上しております。

(3) 災害損失引当金

平成23年東北地方太平洋沖地震により被災した資産の原状回復及び撤去等の損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる損失見込額を計上しております。

(4) 環境事業操業停止損失引当金

環境事業の操業停止により発生する損失に備えるため、将来負担する可能性のある損失を見積り、必要と認められる損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異は、15年による按分額を費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理する方法を採用しております。

当事業年度において、前払年金費用を計上しており、投資その他の資産「その他」に含めて計上しております。

(6) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理が義務づけられているポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

4 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…フェロニッケル販売に係る予定取引

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規定に基づき、為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

なお、デリバティブ取引はあくまでも実需に裏付けられた範囲で行う方針であります。

(4) ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計とを比率分析する方法により行っております。

なお、ヘッジ手段はヘッジ対象である予定取引の重要な条件と同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できる取引に関しては、ヘッジ有効性の判定を省略しております。

5 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

会計方針の変更

「資産除去債務に関する会計基準」等の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準委員会 企業会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は

軽微であります。

貸借対照表に関する注記

1 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める方法により算出

再評価を行った年月日 平成12年3月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 3,323百万円

2 担保提供資産

下記資産について、根抵当権（極度額1百万円）及び長期コミットメントライン契約（契約期間平成23年3月～平成25年3月 コミットメントの総額10,000百万円）の根抵当権（極度額10,000百万円）の担保に供しております。

なお、借入金残高はありません。

建物	5,784	[5,544]	百万円
構築物	1,366	[1,357]	
機械及び装置	19,808	[19,808]	
車両運搬具	171	[171]	
工具、器具及び備品	140	[140]	
土地	8,347	[7,863]	
合計	35,619	[34,885]	

上記の〔 〕内書きは工場財団抵当に供されている資産の簿価を表示しております。

なお、担保資産の一部は、関係会社である㈱大平洋エネルギーセンターの借入債務854百万円に対する担保に供しております。

3 有形固定資産の減価償却累計額

46,311百万円

4 固定資産の圧縮記帳

国庫補助金の受入により取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物	32	百万円
構築物	5	
機械及び装置	610	
車両運搬具	2	
計	650	

5 偶発債務

関係会社である㈱大平洋エネルギーセンターの銀行借入に対し、保証を行っております。

なお、保証を行っている銀行借入残高は、854百万円であります。

6 関係会社に対する金銭債権・債務

(1) 短期金銭債権	142	百万円
(2) 長期金銭債権	1,200	
(3) 短期金銭債務	176	

損益計算書に関する注記

1 関係会社との主な取引高

売上高	554	百万円
仕入高	283	
その他の営業取引高	790	
営業取引以外の取引高	1,638	

2 災害による損失

災害による損失は、東北地方太平洋沖地震の影響によるものであり、内容は次のとおりであります。

生産設備復旧費用等	2,580	百万円
たな卸資産損害、再処理費用等	498	
その他	60	
計	3,139	

株主資本等変動計算書に関する注記

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	195,770,713	—	—	195,770,713

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	464,615	49,235	3,633	510,217

（変動事由の概要）

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 49,235株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の売渡請求に基づく売却による減少 3,633株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年4月21日 取締役会	普通株式	1,757	9.0	平成22年 3月31日	平成22年 6月7日
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	1,757	9.0	平成22年 9月30日	平成22年 12月6日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年4月28日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	1,562	8.0	平成23年 3月31日	平成23年 6月6日

退職給付に関する注記

イ 退職給付債務	△3,067	百万円
ロ 年金資産	2,692	
ハ 未積立退職給付債務（イ＋ロ）	△375	
ニ 会計基準変更時差異の未処理額	502	
ホ 未認識数理計算上の差異	110	
ヘ 貸借対照表 計上額純額（ハ＋ニ＋ホ）	238	
ト 前払年金費用	238	
チ 退職給付引当金（ヘ－ト）	—	

（注）当事業年度において前払年金費用を計上しており、投資その他の資産「その他」に含めて表示しております。

イ 勤務費用	146	百万円
ロ 利息費用	64	
ハ 期待運用収益	—	
ニ 会計基準変更時差異の費用処理額	125	
ホ 数理計算上の差異の費用処理額	43	
ヘ 退職給付費用	380	

税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(1) 流動の部	
(繰延税金資産)	
たな卸資産評価損	761百万円
賞与引当金	214
災害損失引当金	1,114
その他	704
計	2,795
評価性引当額	△798
合計	1,997
(2) 固定の部	
(繰延税金資産)	
投資有価証券評価損	441百万円
減価償却費	772
その他	278
計	1,492
評価性引当額	△496
合計	996
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△188
前払年金費用	△96
合計	△284
繰延税金資産の純額	711
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目の内訳	
法定実効税率	40.44%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.00
その他	△0.84
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.60

リースに関する注記

1 事業年度の末日における取得原価相当額	10百万円
2 事業年度の末日における減価償却累計額相当額	8
3 事業年度の末日における未経過リース料相当額	1

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	525円13銭
1株当たり当期純利益	53円78銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

算定上の基礎

1 1株当たり純資産額	
貸借対照表の純資産の部合計額	102,536百万円
普通株式に係る純資産額	102,536百万円
普通株式の発行済株式数	195,770,713株
普通株式の自己株式数	510,217株
1株当たり純資産の算定に用いた普通株式の数	195,260,496株
2 1株当たり当期純利益	
損益計算書上の当期純利益	10,503百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る当期純利益	10,503百万円
普通株式の期中平均株式数	195,290,425株

独立監査人の監査報告書

平成23年5月13日

大平洋金属株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 櫻 井 憲 二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岡 山 賢 治 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 成 田 孝 行 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大平洋金属株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大平洋金属株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成23年5月13日

大平洋金属株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 櫻井 憲二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岡山 賢治 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 成田 孝行 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大平洋金属株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において、有効である旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月18日

大平洋金属株式会社 監査役会

常勤監査役 達 中 輝 一 ㊟
社外監査役 水 谷 康 志 ㊟
社外監査役 渡 邊 陸 身 ㊟
社外監査役 高 橋 良 規 ㊟

以 上

株主メモ（株式会社のご案内）

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで	
定時株主総会	毎年6月開催	
基準日	定時株主総会	毎年3月31日
	期末配当金	毎年3月31日
	中間配当金	毎年9月30日
	その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日	

【株式に関する住所変更等のお届出及びご照会について】

証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更等のお届出及びご照会は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。証券会社に口座を開設されていない株主様は、下記の電話照会先にご連絡をお願いいたします。

株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所	東京都中央区八重洲二丁目3番1号 住友信託銀行株式会社 証券代行部
(郵便物送付先)	〒183-8701 東京都府中市日鋼町1番10 住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	フリーダイヤル 0120 (176) 417 (オペレーター対応 平日9:00~17:00)
(インターネットホームページURL)	http://www.sumitomotrust.co.jp/STA/retail/service/daiko/index.html

【特別口座について】

株券電子化前に「ほふり」（株式会社証券保管振替機構）を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の住友信託銀行株式会社に口座（特別口座といえます。）を開設いたしました。特別口座についてのご照会及び住所変更等のお届出は、上記の電話照会先をお願いいたします。

公告の方法	当社のホームページに掲載する。 http://www.pacific-metals.co.jp/koukoku/ 但し、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。
上場証券取引所	東京証券取引所 大阪証券取引所

ホームページ紹介



大太平洋金属

検索

<http://www.pacific-metals.co.jp/>